

交野市立幼児園民営化基本方針

(素案)

交野市

平成 29 年 月 日

目 次

〈ページ〉

はじめに	1
1. 交野市の保育をめぐる課題	2
(1) 手法（公設民営・民設民営）の比較	
2. 公立幼稚園（保育）・民間保育園の運営状況	3
(1) 運営コストの状況	
(2) 整備コストの比較	
3. 公立幼稚園（保育）・民間保育園の状況 〈民間保育園アンケート結果から整理〉	4
4. 民営化に向けた課題の抽出	5
(1) 公立と民間との比較による課題抽出	
(2) 他市の先行事例からみる課題抽出	
5. 民営化幼稚園の選定	6
(1) 公立幼稚園の移転の検討	
(2) 移転候補地	
(3) 民営化幼稚園の選定のための比較検証	
6. 民営化の実施方法「公私連携」	7
(1) 法で規定されている「公私連携幼保連携型認定こども園」	
7. 民営化の運営主体と選定方法	8
(1) 認定こども園の事業主体	
(2) 事業者の選定	
8. 民営化に向けた主なスケジュール	9
9. 民営化による効果の活用等	9

はじめに

昭和 46 年の市制施行後、長期的に増加してきた人口は 2000 年頃から横ばいとなり、2010 年の 77,686 人をピークに減少に転じ、2015 年には高齢化率は 25.7% に達する一方で、年少人口は 2000 年以降、減少し続けています。

一方で、保育ニーズは高まりつづけ、平成 24 年 4 月は 0 人であった待機児童数は、その翌年以降は増加し続け、この間、民間保育園の増改築や小規模保育施設の開設で約 150 人以上の定員増が図られたにも関わらず、待機児童数は平成 27 年 4 月には 29 人、平成 28 年 4 月には 47 人にのぼり、現在、待機児童の解消が本市の喫緊の課題となっています。

また、全市的な課題として、公共施設の老朽化対策が大きくのしかかっており、市内公共施設の全体について見直しに取り組んでいるところです。公立幼稚園についても昭和 47~49 年の建築と老朽化が著しく将来を見据えた建替えなどの検討が必要な状況です。

本市では、平成 19 年に策定した「民間活力の導入に関する基本方針」の基本姿勢や方針を維持しつつ、現在の状況（行政ニーズの変化や制度改革等）を踏まえ、平成 28 年 1 月に策定した「市長戦略」において、公立幼稚園 3 園のうち 1 園を平成 31 年度以降の早期に 1 園の民営化を実施することを定め、民間事業者が持つ多様で豊かな保育について、その活力やポテンシャルを存分に発揮できる環境を整備するとともに、得られた財政効果については、保育や子育て施策に活用し、公立だけでなく、民間を含めて全市的な保育の質の向上に活用を図っていくことを目指していきたいと考えています。

そのため、平成 28 年 10 月に「交野市立幼稚園民営化検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、学識経験者や保育園、幼稚園の経営者、保護者代表の方々からご意見やアドバイスをいただきながら、公立園と民間園の状況の把握や民営化に向けた課題の抽出などについて、検討を行いました。

本基本方針は、検討委員会での検討を踏まえ、これまで公立幼稚園で行ってきた保育を確実に民間事業者に引き継ぐとともに、児童や保護者の皆様にできる限り負担をかけない円滑な民営化の実施方法などについて、基本的な方針を定めるために策定するものです。

1. 交野市の保育をめぐる課題

■待機児童の解消

◇待機児童の問題は、本市の喫緊の課題。

◇H27.4 は既存の認可外保育施設の小規模保育施設への移行により 48 人、H28.4 は民間保育園により 109 人の定員を拡大したにもかかわらず H28.4 の待機児童は増加。

◇H29 年 4 月には公立の定員の拡大とともに、新たな民間小規模保育施設が開設（市内全体で定員が 126 人増 対 H28 年 4 月比）。

各年 4 月 1 日現在	H26	H27	H28	H29
市内保育定員	1,135 人	1,183 人	1,292 人	1,418 人
待機児童数	16 人	29 人	47 人	18 人

■施設の老朽化

◇市の公共施設全般が老朽化しており、「交野市公共施設等総合管理計画」を策定中。

◇幼稚園も築 40 年以上と老朽化しており、将来を見据えた建替えなどの検討が必要。

幼稚園	第 1	第 2	第 3
建築時期	昭和 47 年築	昭和 48 年築	昭和 49 年築

(1) 手法（公設民営・民設民営）の比較

◇今回、民営化を検討する際には、施設の老朽度を勘案し、建替整備することを前提とします。

◇公立幼稚園を民営化する手法としては、設置主体及び運営主体をともに移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」を考えられます。

【施設の建替えを想定】

	市の財政負担	民間事業者による柔軟な運営
民設民営方式	市財政負担 <小> 民間は国補助金の活用可	柔軟性 <○> 保育水準を協定で担保 民間のノウハウ活用
公設民営方式	市財政負担 <大> 国補助金なし ⇒起債、地方交付税	柔軟性 <△> 指定管理者 ⇒自主事業が特徴 ⇒建物の改修は市負担



市の財政負担、民間事業者による柔軟な運営などを考慮し、民間保育所として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する「民設民営方式」が望ましい。

2. 公立幼稚園（保育）・民間保育園の運営状況

(1) 運営コストの状況（平成26年度決算ベース）

◇運営費において保育所に通う園児1人当たりの市負担額を比較すると、公立保育所では民間保育所の約2~3倍になっています。

■公立に対する市の財政負担（公立3園合計 定員350人）

① 歳出	② 歳入 ・保育料 ・地方交付税	③ 市負担額 (①-②)	④ 延べ園児数	⑤ 1人あたり 市負担額/月 (③÷④)	⑥ 1人あたり 市負担額/年 (⑤×12月)
533,575,549円	281,468,150円	252,107,399円	4,463人	56,488円	677,860円

■民間園に対する市の財政負担（定員120人の市内民間園3園合計 定員360人）

民間園は主に国・府・市が負担する公定価格により運営されています。公定価格は民間園の規模や地域により国が定めています。公定価格の国・府・市の負担割合は、公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対して国が1/2、府が1/4、市が1/4を負担する仕組みになっています。

① 歳出	② 歳入 ・委託費 (国府市公定価格) ・補助金	③ 市負担額 (①-②)	④ 延べ園児数	⑤ 1人あたり 市負担額/月 (③÷④)	⑥ 1人あたり 市負担額/年 (⑤×12月)
381,806,922円	302,213,539円	79,593,383円	4,711人	16,895円	202,743円

(2) 整備コストの比較

◇公立の保育所等の施設を建替えする場合、国の補助はなく全額市負担になりますが、民間事業者の場合は、国の補助を活用することができるため、市は1/4負担になります。※補助金には上限があります。

◇仮に、建替え費用と補助対象額がいずれも2億円とすると、設置主体の違いによる負担額は以下のようになります。

元利償還金に対する地方交付税措置（※1）
(事業費補正（※2）70%、その他単位費用（※3）)

◆公立		元利償還金に対する地方交付税措置（※1） (事業費補正（※2）70%、その他単位費用（※3）)	
市単費（1億円）	地方債（1億円）		利息
◆民間			
市負担 1/4 (0.5億円)	法人負担 1/4 (0.5億円)	国補助金～ 2/4 (1億円)	
◆民間（参考）【待機児童解消加速化プラン※4に基づく整備】⇒国庫負担率が1/2→2/3に嵩上げ、市負担は1/12			
市負担	法人負担 3/12 (0.5億円)	国補助金～ 8/12 (1.33億円)	
1/12 (0.17億円)			

※1 地方債を発行したときの地方交付税措置

公立の場合は、国庫補助金相当額（1/2）について、地方債で発行する場合は、その元利償還金について事業費補正により70%、その他を単位費用により交付税措置されます。

※2 事業費補正

本来地方の税収入とすべきですが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっています。（総務省HPより）

※3 単位費用

財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されますが、この測定単位に乗ずる単価を「単位費用」とよんでいます。単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定されています（地方交付税法第2条第6号）。（総務省HPより）

※4 待機児童解消加速化プラン

待機児童解消加速化プランは、国が待機児童の解消に向け、平成25~29年度において地方自治体に対し、保育の受け皿を拡大するための保育所整備や保育士の確保、小規模保育事業などの取組に対して支援する制度です。

3. 公立幼稚園（保育）・民間保育園の状況<アンケート結果から整理>

民間保育園における実態把握のためのアンケート調査（H28.12月実施）結果の分析

■公立幼稚園（保育）・民間保育園の比較

項目	公立	民間	分析結果
① 障がい児の受入状況	定員に占める障がい児の割合 第1(3.6%)、第2(8.3%)、 第3(5.8%)	最も割合が高い園で5.3%、次いで5.0%、4.7%、2.2%、 1.9%、0.8%、0.7%	民間園で障がいのある児童を受入した場合の補助制度を創設後(H24～)、民間園での受入が広がっている。
② 職員の研修等の受講状況	研修計画に基づき受講。夏季を中心実施。	民間園でもキャリアに応じて積極的に保育士に研修を受講させている様子が伺える。特に1年目の保育士などには必要な研修を積極的に受講させていく。	民間園では新規採用者の積極的な研修実施のほか、キャリアに応じた研修など、それぞれの取組内容や実施回数の考え方独自性がみられることが特徴。
③ 給食業務	直営の自園調理 アレルギー対応（基本除去食）	民間園では7園中3園が直営の自園調理。4園が業者委託。いずれもアレルギー対応を実施。	公・民ともに自園調理だが、民間園は業者委託がみられる。アレルギー対応では差は見られない。
④ 保育士以外の配置状況	全園に看護師を配置	看護師配置あり 7園中2園が配置	看護師配置は公立園の特色。
⑤ 看護師配置がない場合の対応	—	応急処置、保護者への連絡、タクシー、救急車搬送など	看護師の配置がない場合、応急処置や救急要請、保護者への連絡、また、判断が難しいときの対応など、適切に対応できるよう予め対応が取り決められている。
⑥ 保育士の年齢構成	常勤は各年齢層に分布。 民間に比べて、非常勤やアルバイトの雇用が多い。	民間園は20代の常勤の保育士が多いことが特徴。 指導的立場にある主任保育士をはじめ少数のベテラン保育士が存在するバランス。	年齢構成では民間園に20代の保育士が多く、公立では各年齢層に分布しているなど、公・民でそれぞれのバランスに特徴がみられる。 非常勤は公民とも40代、50代が大半を占めている。
⑦ 保育士の勤続年数	10年以上が多い。	民間園の常勤はそれぞれの年齢構成によってバランスが取れている。	公・民とも10年以上の保育士が存在し、民間園によっては公立のみの園もある。
⑧ 特徴的な取組	地域交流、音楽鑑賞会など 民間園の取組を参考に、H27年より体操教室を開始	体操、サッカー、絵画、リトミック、スイミング、英語指導など多種多様な取組が特徴。	公・民ともに独自の取組を実施。 民間園では英語、スイミングなど各園の特色がみられる。
⑨ 費用負担	制服をスマックとしているため、比較的安価	制服等を除けば、公立・民間とも大差はないが、制服等の導入の仕方によって民間園の間で金額の差がある。	制服の金額、体操服の有無などによって、公・民また民間園の間でも差がみられる。 低所得世帯（生活保護世帯）への一部実費負担の支援は制度化 H28～
⑩ 主食の取扱	持参	主食費を徴収している場合がほとんど	公立園の厨房設備に課題。
⑪ 遠足	—	—	公・民で状況に違いなどは見られない。

4. 民営化に向けた課題の抽出

(1) 公立と民間との比較による課題抽出

公立と民間との比較の結果、民営化にあたり、公立幼稚園での教育・保育水準の継承を行うためには、以下のことについて留意する必要があります。

◆障がい児の受入

- ◇障がい児の受入については、民間園で障がいのある児童を受入した場合の補助制度を創設（H24）以降、民間園での受入が広がっている。
- ◇民営化園についても補助し、できるだけ保護者が希望する保育施設での保育が可能になるよう市全体で取組を実施。
- ◇ただし、障がいが重いケースや医療的ケアが必要な場合などは、保護者と個別に相談。

◆給食関係

- ◇業者委託を行った場合、民間業者が持つ高い専門性を活かした給食が提供され、民営化した園では給食が非常においしくなったと評価されることがある。
- ◇施設職員が直営の自園調理をする場合は、児童の体調が優れないときなど、急な調理内容の変更など柔軟に対応できるメリットがある。
- ◇業者委託、また直営の自園調理の双方にメリット、デメリットがあるが、少なくとも協定期間内においては直営の自園調理の実施を想定。

◆看護師配置

- ◇看護師配置については、公立に比べ、民間園では配置されていないことが多い。
- ◇看護師が配置されている場合、ケガや病気などへの適切な対応が可能となるため得られる安心感は大きい。さらには、日常的な保健衛生管理が可能になり、インフルエンザやノロウィルスなどの感染症への対応など、園内できめ細かい保健衛生への対応が可能になる。
- ◇民営化園においては、引き続き、看護師配置を必須条件とする。また、民営化で得られた財政効果については、民営化を契機に全市的な取組として波及させることも検討。

◆費用負担

- ◇保育料以外の費用負担については、主に制服の金額や体操服の有無によって、公立・民間での差が生じている。この差は、民間園の中でも生じている。
- ◇低所得者世帯（生活保護世帯）への一部実費負担の支援については、平成28年度から制度化を図り、支援している。

(2) 他市の先行事例からみる課題抽出

他市の先行事例から、民営化の課題としては、児童に及ぼす影響や保護者の不安への対応について、できる限りその軽減に努めることが重要です。

◆児童や保護者への影響や不安の解消

- ◇運営主体が交代することによる在園児やその保護者の不安解消に向け、市及び事業者から説明を実施するとともに、一定期間（概ね1年間）の引き継ぎ保育の実施による公立の保育内容の継承や、民営化後も保護者・事業者・市による三者懇談会を実施し、不安の解消に努める。

5. 民営化幼稚園の選定

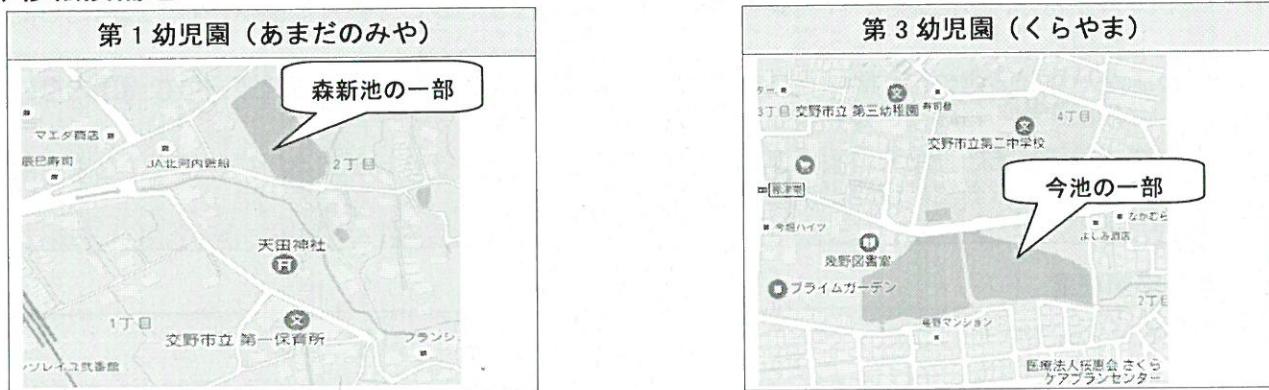
(1) 公立幼稚園の移転の検討

◇3園とも、施設の老朽化が課題となっていますが、建替用地は3,000~4,000m²程度が必要であり、現施設の敷地面積内での建替えは困難です。

◇移転にあたっては、既存の市有財産（土地）の活用が望ましく、また、通園などに大きな環境の変化が生じないことが望ましいと考えます。

	建築年	敷地面積	賃借料	移転候補地
第1幼稚園（あまだのみや）	S47年	3,059.00 m ²	330万円/年	森新池（森） 市所有地
第2幼稚園（あさひ）	S48年	3,465.25 m ²	なし	未定 ※星田北開発動向により検討
第3幼稚園（くらやま）	S49年	3,462.31 m ²	なし	今池（幾野） 郡津財産区所有地

(2) 移転候補地



(3) 民営化幼稚園の選定のための比較検証

	第1幼稚園（あまだのみや）		第3幼稚園（くらやま）	
施設の老朽化状況 (交野市公共施設等マネジメント白書)	○	長寿命化に適さない	△	長寿命化できる可能性がある
土地の所有関係	○	【現在】 借地であり330万円/年の賃借料 【移転候補地】 市所有地（森新池）	△	【現在】 市所有地 【移転候補地】 郡津財産区所有地（今池）
立地条件	○	近隣地であり影響小	○	近隣地であり影響小
法的背景	○	建設可能	○	建設可能（法的制約あり）
公立園の配置 (バランス)関係	○	市域の南部（三・四中区域）には「あまだのみや」と「あさひ」があり、市域を南北で捉えた場合、南部は「あさひ」が配置がある。	×	北部（一・二中区域）の公立園としての配置

※ 表中○△×は、比較対象（あまだのみや↔くらやま）と比べて、民営化の対象により適している場合は○、適していない場合は×、どちらともいえない場合は△。

移転による在園児への環境変化に配慮した立地条件では、第1幼稚園（あまだのみや）、第3幼稚園（くらやま）ともに移転候補地が近隣であるため差はありませんが、現在の賃借料の有無や移転候補地の所有関係、市内の公立幼稚園の配置関係などを鑑みると、第1幼稚園（あまだのみや）を民営化の対象園とすることが、最も効果を発揮できます。

6. 民営化の実施方法「公私連携」

(1) 法で規定されている「公私連携幼保連携型認定こども園」

公私連携幼保連携型認定こども園は、民設民営でありつつも市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く運営形態で、新しい法律上の制度です。

公立幼稚園を民間事業者へ移管するにあたり、これまでの公立幼稚園で培われてきたノウハウの継承や、在園児に対する配慮などを考慮すると、引継ぎ体制を整備し、民営化移行準備期間を設けることが必要です。

そのため、“公私連携” 幼保連携型認定こども園とすることで、十分な引継ぎが可能になるとともに、民営化後の保育内容に関しても、市が関与することが可能になります。

〈協定の締結〉

公私連携幼保連携型認定こども園は、市町村と法人が協定を締結し、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています。当該協定に定める事項としては次の事項が法律上定められています。

◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
第34条第2項

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称、所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

協定骨子（案）

協定項目	考え方
◆教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none">・現在の公立園で実施している内容を踏襲。 ⇒看護師の配置、直営の自園調理など、民営化基本方針P.5の「4. 民営化に向けた課題の抽出」で抽出された課題について留意。
◆協定期間	<ul style="list-style-type: none">・原則、協定期間は5年間とし、協定内容について市が関与。また保護者、事業者、市の三者懇談会を設置。協定期間終了後については協議。
◆土地の貸付	<ul style="list-style-type: none">・10年間の無償貸付。その後の貸与方法は有償とする。
◆定員設定	<ul style="list-style-type: none">・現在の定員数（165名）を最低基準とするが、事業者公募を実施する年度の4月1日の待機児童数も勘案しながら、別途協議。
◆第三者評価	<ul style="list-style-type: none">・外部機関による第三者評価を受けること。また、概ね5年間を目途に継続的に評価を受けること。

7. 民営化の運営主体と選定方法

(1) 認定こども園の事業主体

公立幼稚園は、平成29年4月より認定こども園になりました。

認定こども園の事業主体は、国か地方公共団体の他は、学校法人か社会福祉法人に限られています。

運営主体	
保育所	社会福祉法人、学校法人、株式会社 他
幼稚園	学校法人、社会福祉法人 他
認定こども園	国・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人

(2) 事業者の選定

民営化後の事業主体は保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い保育を確保できる民間事業者（学校法人、社会福祉法人）とします。

〈選定方法〉

- ◇市が委嘱する専門家や保護者等で構成された選定委員会（条例設置予定）を組織
- ◇事業者募集要項は、民営化基本方針に基づいて規定
- ◇民設・民営方式で、企画提案（プロポーザル）方式により事業者選定

〈選定基準（例）〉

理事及び運営施設の状況・第三者評価	○理事等の役員構成 ○福祉政策に関する取組 ○現在運営している施設の状況 ○第三者評価 など	市民福祉に向けての取組状況	○地域子育て支援にあたっての方針 ○地域及び関係機関との連携に関する取組 ○未就園児等に対する子育て支援策 ○個人情報保護の措置 など
保育の目標・内容等	○定員の設定 ○運営提案書・運営方針 ○各年齢に応じた保育内容についての方針 ○通園時の安全対策についての考え方 ○給食（食育）に対する考え方 ○園児・職員の健康管理に対する考え方・疾病など園児の異常にに対する対応 ○障がいのある児童の受け入れ及び専門機関等との連携に対する考え方 ○虐待・人権教育への対応 ○保護者との連絡・連携 ○苦情対応と対処方法 ○危機・安全管理計画、防犯防災その他緊急時の対応 ○保育の主な内容 など	施設整備・運営計画等	○施設整備内容について ○資金計画について ○職員体制の考え方 ○職員の資質の向上に対する取組 ○運営業務のうち第三者に行わせる業務 ○料金（諸費）についての考え方 など

〈応募資格〉

- ◇社会福祉法人、学校法人

（例）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、社会福祉法、児童福祉法、教育基本法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を熟知し、就学前の教育・保育事業に熱意と理解を持ち、幼保連携型認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること、資金計画及び事業計画が確実であること

※事業者募集に際しての募集要項については、専門家等で構成された選定委員会において、その内容を整理し、公表していくこととする。

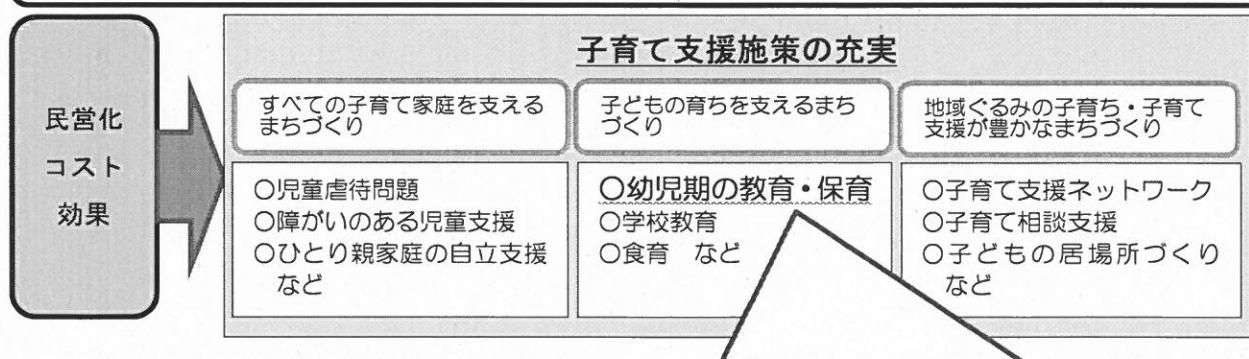
※待機児童の状況により、定員増を条件化することを想定。

8. 民営化に向けた主なスケジュール

	運営法人関係	施設整備関係
H29. 3月	・民営化基本方針（案）の検討	
H29. 4月頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案を審議会へ諮問・答申 ・保護者説明会 ・パブリックコメントの実施 ・民営化基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・池測量業務委託 ・水抜き後、詳細設計
H29. 9月	・民営化法人選定委員会設置条例上程	
H30. 4月	・民営化法人募集要項公表	・造成工事開始
H30. 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・運営法人の決定 ⇒ 審議会へも報告 	
H31. 4月～ H32. 1月～	<ul style="list-style-type: none"> ・移行保育開始（4～12月末まで） ・運営法人との合同保育開始（1～3月末まで） 	・運営法人による新施設建設
H32. 4月～	・完全民営化	

9. 民営化による効果の活用等

～ 民営化により得られた効果は、市の子育て支援施策の充実に活用 ～



民営化園が公立から引継いだ保育内容を実施できるよう支援するとともに、そのことで市内の他の民間園に対しても、同じ内容の支援を広げることが求められる。

このため、障がい児や福祉的配慮の必要な家庭等の受入など、公・民に関わらず、これらを全市的な課題としてとらえ、本市の保育の全体の質の向上について検討が必要。

